

【相模原市国際教育特区】令和7年度 LCA国際小学校 学校評価結果表（対象年度：令和6年度）

	評価の観点	評価項目	具体的な評価項目	評価結果	
				評価	コメント
1. 特色ある教育	(1)地域との関わり	①特区内の地域人材・資源の活用	特区内の地域人材・資源（自然・歴史・インフラ等）を有効に活用して教育活動ができているか。	B1	【評価点】 ・市内体育施設で児童の英語による案内音声を提供することで外国人利用者の利便性を高めており、地域社会へ貢献する取組を行っている。
		②特区内の社会的貢献等	教育活動を通して特区内における社会的効果等が認められるか。	A	
	(2)株立学校としての特色ある取組	①株式会社としての資源活用	独自のコミュニティやリソースを有効活用し、効果的な教育活動が実施できているか。	A	【評価点】 ・学園が所有するセミナーハウスを活用し、児童の自然体験活動を推進し、また「メトロランニング」という独自開発の教材の活用により英語力の向上に努めている。
		③特区計画	①特区計画の実現性 認定地方公共団体と連携し、特区計画どおりに事業実施ができているか。	B2	【改善点】 ・LCA国際小学校と市立学校相互の児童・教員の交流に関して、市とともに実現性を検討し、より効果的な取組を増やしていくことが望まれる。
	(4)特色のある教育の状況	①英語イマージョン教育の実践	授業や学校生活におけるコミュニケーションを英語中心で行う等、英語イマージョン教育が実施されているか。	A	【評価点】 ・英語による授業が各教科で計画・実施されており、各教科で求められる資質・能力の育成に加えて、実践的な英語力向上にもつながる教育が行われている。 ・児童の読み書き能力の定期的な確認や外部試験の活用によって、担任が児童の英語に関して、目指す力の実現状況を随時把握し、指導に円滑につなげている。
		②外国人教員の育成	外国人教員の普通免許状の早期取得に向けた取組が行われているか。	B2	【改善点】 ・普通免許状の取得に向けた取組は継続的に実施されているが、より短期間での取得に繋がるようなサポート体制や取得を目指す教員の意識向上のための取組などが望まれる。
2. 学校の教育活動及び管理運営状況	(2)教育の状況	①法令事項等	①チェックシート参照 各種法令遵守を徹底しているか。		
		②教育課程	教育課程の編成、実施等は適切か。	B1	【主な評価点】 ①教育課程に関して、 ・毎週全教員が参加する研修を行っており、学校の教育課程の編成・実施の考え方について、教職員間の共通理解に積極的に努めている。
		③学習指導	学習指導要領にのっとり、児童の実態に即した学習指導が適切に実施されているか。	B1	・パフォーマンスマークは、文化的な教育活動の成果を英語で発表する機会であり、英語力の向上だけでなく、集団活動を通して児童がよりよい学校生活を送ろうとする態度を身につけることができる行事となっている。
		④児童指導	学校全体で児童指導に取り組み、必要に応じて保護者と連携を取るなど、指導体制が整備されているか。	B1	
		⑤教職員の研修・評価	教職員の資質・能力向上につながる研修や管理職による適切な人事評価が実施されているか。	B1	②学習指導に関して、 ・ICT機器を活用して児童の学習発表の動画を作成し、二次元コードにて児童・保護者・教員がアクセスできる取組を行っており、多様な他者に「見られる」意識をもって児童の学習効果を高めている。
		⑥学校保健	感染症の予防に対し、学校保健安全法に基づく出席停止、臨時休業等の対応、児童の健康管理が適切に実施されているか。	B1	③児童指導に関して、 ・バイリンガルのスクールカウンセラーの配置により日本語を母語としない保護者などに配慮しながら円滑なコミュニケーションを実現することや、進路指導室担当者の定期的な中学校訪問による情報収集など進路相談体制の充実に努めている。
		⑦学校安全	交通安全、災害時等の児童・保護者への指導や学校として危機管理体制が適切に整備されているか。	B1	
		⑧自己評価の実施状況	自己評価は適切に実施されているか。	B1	
	(3)経営状況	⑨情報公開・個人情報の保護	情報公開や個人情報の保護は適切に実施されているか。	B1	
		⑩資産要件 ・株式状況 ・役員要件 等	・業務状況調査書類等（貸借対照表、損益計算書及び事業報告書）により、経営状況に問題がなく、資産要件に適合しているか。 ・株式の状況が学校経営に支障がないか。 ・役員要件に適合した人材が配置されているか。		【総評】 ・小学校を運営する団体として、株式会社エデュレエルシーエーの経営状況は、単年度の利益と運転資金の確保ができていることから、短期的には問題ない。 ・令和7年3月期決算は、前期から増収となり、支出では売上原価と労務費、消耗品費などの経費が増加した。結果として前期より若干の減益となったが、3期連続で当期利益が黒字となり、平成28年3月期から続いている債務超過状態は令和7年3月期に脱したもの、依然として多額の繰越欠損金を抱えている。 ・資産状況については、改善途上にあると評価できるが、学校法人の要件を満たす条件と同程度の財政基盤の構築は長期的な課題であり、引き続き負債削減や自己資本の拡充に取り組まれたい。 ・LCA国際小学校の入学者数は令和7年度47名（令和6年度52名）であり、2年連続して定員割れの状況である。入学者に限らず、ブリスクールの入園者や各種スクールの受講者の適切な人数の確保によって、収入の安定化に引き続き取り組まれたい。 ・LCA国際小学校の運営事業以外の事業においても、収益性などを十分に考慮し、引き続き適切に取り組まれたい。 ・株式の状況について、過小資本ではあるが、現時点においては安定的な株主構成になっている。ただし、安定的・継続的な経営のため、役職の承継を計画に沿って進めるとともに、株式の移転方法等について十分に検討し、必要な準備を進められたい。 ・役員について、現在の体制は取締役5名、監査役1名であり、役員として不適格者はいない。

○評価基準

A評価：「優良」特色ある優れた取組により、教育効果等を上げている。

B1評価：「適切」適切な取組が行われ、通常求められる学校運営が実施されている。

B2評価：「おおむね適切」適切な取組が行われ、通常求められる学校運営がおおむね実施されているが、法令遵守以外の面で学校運営に一部課題がある。

C評価：「改善」取組に課題があり、早急な改善が求められる。

法令事項等チェックシート

No.	調査事項	<input type="radio"/> : 適 <input checked="" type="checkbox"/> : 不	根拠法令
教員免許 【教育職員免許法（昭和24年法律第147号）】			
1	教員が相当する免許状（臨時免許状及び特別免許状を含む。）を所有している。 ※教育職員免許法第16条の5第1項に基づく専科担任で、相当する教科の中学校教諭免許状又は高等学校教諭免許状を所有する者はこの限りではない。 ※特別非常勤講師の届出を行った者はこの限りではない。	<input type="radio"/>	教育職員免許法第3条
教職員等の配置 【学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、学校図書館法（昭和28年法律第185号）、学校図書館法附則第二項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）】			
2	校長、教頭、教諭、養護教諭、事務職員が配置されている。教員の配置は相当数である。 ※副校长を置くときは他の特別な事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭をおくときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を置かないことができる。	<input type="radio"/>	学校教育法第7条、学校教育法第37条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第7条
3	校長、教頭（副校长）の資格について充足している。	<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第20～23条
4	学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭が配置されている。 ※学級数が11以下の学校についてはこの限りではない。	<input type="radio"/>	学校図書館法第5条
校務分掌 【学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）】			
5	校務分掌の仕組みが整えられている。	<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第43条
6	教務主任、学年主任、保健主事が配置されている。 ※教務主任、学年主任、保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くとき他の特別な事情があるときは教務主任、学年主任、保健主事をそれぞれ置かないことができる。	<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第44条、第45条
学校の施設・設備等 【風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）】			
7	1学級の児童数は35人以下で編制されている。	<input type="radio"/>	小学校設置基準第4条・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
8	学級は同学年の児童で編制されている。	<input type="radio"/>	小学校設置基準第5条
9	校舎、運動場が法令で定める以上の面積を有している。 ※地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。	<input type="radio"/>	小学校設置基準第8条
10	教室（普通教室、特別教室等）、図書館、保健室、職員室を備えている。	<input type="radio"/>	小学校設置基準第9条
11	体育館を備えている。 ※地域の実態その他により特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。	<input type="radio"/>	小学校設置基準第10条
12	学校の周辺に、風営法第2条に規定される風俗営業を営む施設は立地していない。（例えば、雀荘、パチンコ屋、風俗施設等）	<input type="radio"/>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第28条

No.	調査事項	<input type="radio"/> ：適 <input checked="" type="radio"/> ：否	根拠法令
-----	------	---	------

学則【学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）】

13	学則には次の事項が記載されている。	修業年限、学年、学期及び授業を行わない日（休業日）に関する事項	<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第4条
		部科及び課程の組織に関する事項	<input type="radio"/>	
		教育課程及び授業日時数に関する事項	<input type="radio"/>	
		学習の評価及び課程修了の認定に関する事項	<input type="radio"/>	
		収容定員及び職員組織に関する事項	<input type="radio"/>	
		入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項	<input type="radio"/>	
		授業料、入学料その他の費用徴収に関する事項	<input type="radio"/>	
		賞罰に関する事項	<input type="radio"/>	
		寄宿舎に関する事項	<input type="checkbox"/>	

学校評価【学校教育法（昭和22年法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）】

14	自己評価を実施し公表している。	自己評価を実施している。	<input type="radio"/>	学校教育法第42条
		自己評価結果を公表している。	<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第66条・第67条
15	自己評価結果を学校の設置者に報告している。		<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第68条

表簿等の保存【学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号）】

16	次の表簿等を備え、法令上定められた期間（5年間。指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については20年間）保存している。	学校に関係のある法令	<input type="radio"/>	学校教育法施行規則第28条
		学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌	<input type="radio"/>	
		職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表	<input type="radio"/>	
		指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿	<input type="radio"/>	
		入学者の選抜及び成績考査に関する表簿	<input type="radio"/>	
		資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録	<input type="radio"/>	
		往復文書処理簿	<input type="radio"/>	
17	児童に対し教科用図書の給与が完了したときは、次の報告書等の作成を行っている。	教科用図書（受領・給与児童数）報告書、教科用図書給与児童名簿	<input type="radio"/>	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第5条

学校保健及び学校安全【学校保健安全法（昭和33年法律第56号）、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）】

18	次の計画、要領を適切に作成している。	学校保健計画	<input type="radio"/>	学校保健安全法第5条
		学校安全計画	<input type="radio"/>	学校保健安全法第27条
		危険等発生時対処要領	<input type="radio"/>	学校保健安全法第29条第1項

No.	調査事項	○：適 ×：否	根拠法令
19	危険等発生時において職員が適切に対処するための訓練の実施等、必要な措置を講じている。	○	学校保健安全法第29条第2項
20	学校医、学校歯科医、学校薬剤師が配置されている。	○	学校保健安全法第23条
21	毎学年定期に、児童の健康診断を実施している。	○	学校保健安全法第13条、学校保健安全法施行規則第5条～第8条
22	健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置又は治療の指示を、児童及び保護者に行っているか。また、必要に応じ管理指導表による管理指導を行っているか。	○	学校保健安全法施行規則第9条
23	毎学年定期に、職員の健康診断を実施している。	○	学校保健安全法第15条、学校保健安全法施行規則第12条～第16条
24	健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置又は治療の指示を、職員本人に行っているか。また、必要に応じ管理指導表による管理指導を行っているか。	○	学校保健安全法第16条
25	毎学年定期に、環境衛生検査を実施している。	○	学校保健安全法第5条・第6条、学校保健安全法施行規則第1条、学校環境衛生基準
26	毎学期1回以上、学校の施設及び設備の安全点検を実施している。	○	学校保健安全法施行規則第28条

教育課程及び教材 【学校教育法（昭和22年法律第26号）、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、小学校学習指導要領（平成29年告示）】

27	学期及び休業日に関して、適切に定められているか。	○	学校教育法施行令第29条
28	教育課程が適切に編成されている。	○	学校教育法施行規則第50条～第53条、小学校学習指導要領
29	教科用図書が児童に無償給与されている。	○	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第5条
30	文部科学大臣の検定を経た教科用図書や文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用している。	○	学校教育法第34条

いじめ防止 【いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）】

31	いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針が定められている。	○	いじめ防止対策推進法第13条
32	複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等により構成されるいじめの防止対策のための組織が置かれている。	○	いじめ防止対策推進法第22条
33	重大事態が発生した際の調査体制、特区認定を受けた地方公共団体の長に報告する体制が整っている。	○	いじめ防止対策推進法第28条

学校設置会社の業務及び財産の状況の公開 【構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）】

34	学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類を備えている。	○	構造改革特別区域法第12条第3項
----	--------------------------------	---	------------------

その他

35	教育活動において必要な届出（学則の変更等）について漏れなく、遅滞なく実施できている。	○	「LCA国際小学校運営に係る申請、届出及び報告事項について」のとおり
----	--	---	------------------------------------